

大阪市立児童福祉施設条例施行規則の一部を改正する規則

大阪市立児童福祉施設条例施行規則(昭和39年大阪市規則第51号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
<p>(乳児等通園支援事業)</p> <p><u>第4条</u> <u>条例第3条第2号</u>の乳児等通園支援事業を行う保育所は、<u>別表第3</u>に掲げる保育所とする。</p> <p>(一時預かり事業)</p> <p><u>第5条</u> <u>条例第3条第4号</u>の事業を行う保育所は、<u>別表第4</u>に掲げる保育所とする。</p> <p>[2 略]</p> <p>(病児保育事業)</p> <p><u>第6条</u> <u>条例第3条第5号</u>の事業を行う保育所は、<u>別表第5</u>に掲げる保育所とする。</p> <p>2 <u>条例第3条第5号</u>の市規則で定める時間帯は、午前8時から午後5時までとする。</p> <p>[削る]</p> <p>(納期限)</p> <p>第7条 条例第4条の市規則で定める日は、</p>	<p>[新設]</p> <p>(一時預かり事業)</p> <p><u>第4条</u> <u>条例第3条第3号</u>の事業を行う保育所は、<u>別表第3</u>に掲げる保育所とする。</p> <p>[2 同左]</p> <p>(病児保育事業)</p> <p><u>第5条</u> <u>条例第3条第4号</u>の事業を行う保育所は、<u>別表第4</u>に掲げる保育所とする。</p> <p>2 <u>条例第3条第4号</u>の市規則で定める時間帯は、午前8時から午後5時までとする。</p> <p>(乳児等通園支援事業)</p> <p><u>第6条</u> <u>条例第3条第5号</u>の乳児等通園支援事業を行う保育所は、<u>別表第5</u>に掲げる保育所とする。</p> <p>(納期限)</p> <p>第7条 [同左]</p>

次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日とする。

〔1〕 略

〔2〕 条例第3条第2号、第3号ウ、第4号及び第5号に定める使用料 当該児童が保育を受ける日

〔3〕 条例第3条第3号ア及びイに定める使用料 当該児童が保育を受けた日の属する月の翌月の10日（その日が日曜日、土曜日又は休日に当たるときは、その日後最初に到来する日曜日、土曜日及び休日以外の日）

〔削る〕

（使用料の減免）

第8条 〔略〕

2 市長は、条例第5条第1項の規定により、条例第3条第2号に定める使用料について、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところにより減免することができる。

〔1〕 条例第5条第1項第1号に該当する場合 1回につき750円の減額

〔2〕 条例第5条第1項第2号に該当する場合 1回につき500円の減額

3 市長は、条例第5条第2項各号のいずれかに該当するとき（同項第2号に該当するときにあつては、児童の属する世帯が母子世帯等（当該児童と同一の世帯に属する当該児童の保護者が母子及び父子並びに寡婦

〔1〕 同左

〔新設〕

〔2〕 条例第3条第2号ア及びイに定める使用料 当該児童が保育を受けた日の属する月の翌月の10日（その日が日曜日、土曜日又は休日に当たるときは、その日後最初に到来する日曜日、土曜日及び休日以外の日）

〔3〕 条例第3条第2号ウ及び第3号から第5号までに定める使用料 当該児童が保育を受ける日

（使用料の減免）

第8条 〔同左〕

〔新設〕

2 市長は、条例第5条第1項各号のいずれかに該当するとき（同項第2号に該当するときにあつては、児童の属する世帯が母子世帯等（当該児童と同一の世帯に属する当該児童の保護者が母子及び父子並びに寡婦

福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの（以下「配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの」という。）である世帯又は生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者若しくは子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第22条第2号から第7号までに掲げる者が属する世帯をいう。以下同じ。）である場合に限る。）は、条例第5条第2項の規定により、条例第3条第3号に定める使用料（同号イに定めるものを除く。以下同じ。）を免除することができる。

4 市長は、条例第5条第2項第2号に該当するとき（児童の属する世帯が母子世帯等であるときを除く。）は、同項の規定により、条例第3条第3号に定める使用料について、次の各号に掲げる使用料の区分に応じ、当該各号に定める額を減額することができる。

- (1) 条例第3条第3号アに定める使用料
次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- (7) 条例第3条第3号ア(7)に掲げる場合
1月につき1,900円
 - (4) 条例第3条第3号ア(4)に掲げる場合
1月につき3,900円
 - (5) 条例第3条第3号ア(5)に掲げる場合
1月につき4,500円
- (2) 条例第3条第3号ウに定める使用料

福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの（以下「配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの」という。）である世帯又は生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者若しくは子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第22条第2号から第7号までに掲げる者が属する世帯をいう。以下同じ。）である場合に限る。）は、条例第5条第1項の規定により、条例第3条第2号に定める使用料（同号イに定めるものを除く。以下同じ。）を免除することができる。

3 市長は、条例第5条第1項第2号に該当するとき（児童の属する世帯が母子世帯等であるときを除く。）は、同項の規定により、条例第3条第2号に定める使用料について、次の各号に掲げる使用料の区分に応じ、当該各号に定める額を減額することができる。

- (1) 条例第3条第2号アに定める使用料
次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- (7) 条例第3条第2号ア(7)に掲げる場合
1月につき1,900円
 - (4) 条例第3条第2号ア(4)に掲げる場合
1月につき3,900円
 - (5) 条例第3条第2号ア(5)に掲げる場合
1月につき4,500円
- (2) 条例第3条第2号ウに定める使用料

次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- (7) 条例第3条第3号ウ(7)に掲げる場合
1日につき1,800円
- (4) 条例第3条第3号ウ(4)に掲げる場合
1日につき1,400円
- (6) 条例第3条第3号ウ(6)に掲げる場合
1日につき800円

5 市長は、条例第5条第3項の規定により、条例第3条第4号に定める使用料について、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を減額することができる。

- (1) 条例第5条第3項第1号又は第2号に該当する場合（同号に該当する場合にあっては、児童の属する世帯が母子世帯等である場合に限る。） 1日につき別表第6に掲げる額
- (2) 条例第5条第3項第2号に該当する場合（児童の属する世帯が母子世帯等である場合を除く。） 1日につき別表第7に掲げる額

6 市長は、条例第5条第4項の規定により、条例第3条第5号に定める使用料について、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を減額することができる。

- (1) 条例第5条第4項第1号又は第2号に該当する場合 1日につき2,500円
- (2) 条例第5条第4項第3号に該当する場合（児童の属する世帯の世帯主が配偶者

次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- (7) 条例第3条第2号ウ(7)に掲げる場合
1日につき1,800円
- (4) 条例第3条第2号ウ(4)に掲げる場合
1日につき1,400円
- (6) 条例第3条第2号ウ(6)に掲げる場合
1日につき800円

4 市長は、条例第5条第2項の規定により、条例第3条第3号に定める使用料について、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を減額することができる。

- (1) 条例第5条第2項第1号又は第2号に該当する場合（同号に該当する場合にあっては、児童の属する世帯が母子世帯等である場合に限る。） 1日につき別表第6に掲げる額
- (2) 条例第5条第2項第2号に該当する場合（児童の属する世帯が母子世帯等である場合を除く。） 1日につき別表第7に掲げる額

5 市長は、条例第5条第3項の規定により、条例第3条第4号に定める使用料について、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を減額することができる。

- (1) 条例第5条第3項第1号又は第2号に該当する場合 1日につき2,500円
- (2) 条例第5条第3項第3号に該当する場合（児童の属する世帯の世帯主が配偶者

のない者で現に児童を扶養しているものである場合に限る。) 1日につき1,900円

- (3) 条例第5条第4項第3号又は第4号に該当する場合(同項第3号に該当する場合にあっては、児童の属する世帯の世帯主が配偶者のない者で現に児童を扶養しているものである場合を除く。) 1日につき1,300円

[削る]

別表第3 (第4条関係)

大阪市立浪速第1保育所、大阪市立加島保育所、大阪市立住吉乳児保育所

別表第4 (第5条関係)

[表略]

[備考略]

別表第5 (第6条関係)

[表略]

[備考略]

[削る]

別表第6 (第8条関係)

のない者で現に児童を扶養しているものである場合に限る。) 1日につき1,900円

- (3) 条例第5条第3項第3号又は第4号に該当する場合(同項第3号に該当する場合にあっては、児童の属する世帯の世帯主が配偶者のない者で現に児童を扶養しているものである場合を除く。) 1日につき1,300円

6 市長は、条例第5条第4項の規定により、条例第3条第5号に定める使用料について、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところにより減免することができる。

- (1) 条例第5条第4項第1号に該当する場合 免除
(2) 条例第5条第4項第2号に該当する場合 1日につき600円の減額

[新設]

別表第3 (第4条関係)

[表略]

[備考略]

別表第4 (第5条関係)

[表略]

[備考略]

別表第5 (第6条関係)

大阪市立浪速第1保育所、大阪市立加島保育所、大阪市立住吉乳児保育所

別表第6 (第8条関係)

<p>[表 略]</p> <p>備考</p> <p>[1 同左]</p> <p>2 この表において「0歳児」、「1歳児又は2歳児」及び「3歳以上児」とは、次のとおりとする。</p> <p>(1) 0歳児 <u>条例第3条第3号ウ(7)</u>に規定する0歳児をいう。</p> <p>(2) 1歳児又は2歳児 <u>条例第3条第3号ウ(4)</u>に規定する1歳児又は2歳児をいう。</p> <p>(3) 3歳以上児 <u>条例第3条第3号ウ(7)</u>に規定する3歳以上児をいう。</p>	<p>[表 略]</p> <p>備考</p> <p>[1 同左]</p> <p>2 この表において「0歳児」、「1歳児又は2歳児」及び「3歳以上児」とは、次のとおりとする。</p> <p>(1) 0歳児 <u>条例第3条第2号ウ(7)</u>に規定する0歳児をいう。</p> <p>(2) 1歳児又は2歳児 <u>条例第3条第2号ウ(4)</u>に規定する1歳児又は2歳児をいう。</p> <p>(3) 3歳以上児 <u>条例第3条第2号ウ(7)</u>に規定する3歳以上児をいう。</p>
<p>備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。